（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第三条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第一項」の下に「から第六項」を加え、「、同条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の二（法附則第十六項、第二十八項、第二十九項、第三十四項、第三十五項、第三十七項、第三十八項、第四十五項、第四十六項、第五十項、第五十一項、第六十項又は第六十一項に該当する者にあつては様式第一号の三）、法第三条第三項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の四（法附則第三十項、第三十六項、第三十九項、第四十項、第四十七項、第四十八項、第五十二項、第五十三項、第六十二項又は第六十三項に該当する者にあつては様式第一号の五）、法第三条第四項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の六（法附則第四十一項、第四十九項、第五十四項、第五十五項、第六十四項又は第六十五項に該当する者にあつては様式第一号の七）、法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の八（法附則第五十六項又は第六十六項に該当する者にあつては様式第一号の九）、法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を「（法附則第十六項、第二十八項から第三十項まで、第三十四項から第四十一項まで、第四十五項から第五十六項まで、第六十項から第七十五項までに該当する者にあつては様式第一号の二）」に改め、同条第三項中「又は第六十一項」を「、第六十一項、第六十七項又は第六十八項」に改め、同項各号列記以外の部分中「又は第六十一項」を「、第六十一項、第六十七項又は第六十八項」に改め、同項第二号中「又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金」を「、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金」に改め、同項第三号中「前号の権利を取得した日から十年を経過した日（」を削り、」」を「、法附則第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者にあつては平成二十八年十月一日」に改め、同条第六項中「又は第六十三項」を「、第六十三項、第六十九項又は第七十項」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「又は第六十三項」を「、第六十三項、第六十九項又は第七十項」に改め、同項第二号中「又は平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金」を「、平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金」に改め、同項第三号中「平成二十五年十月一日」の下に「、法附則第七十一項又は第七十二項の規定に該当する者である場合には平成二十八年十月一日」を加え、同条第十項中「又は第六十六項」を「、第六十六項、第七十三項又は第七十四項」に改め、同条第十一項中「又は第六十六項」を「、第六十六項、第七十三項又は第七十四項」に改め、同項第二号中「第一項の特別給付金」を「第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金」に改め、同項第三号中「平成二十五年十月一日」の下に「、法附則第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者である場合には平成二十八年十月一日」を加え、同条第十二項中「受けようとする者」の下に「（法附則第七十五項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

13　請求者が法附則第七十五項の規定に該当する者として法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

二　平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

三　平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

第五条中「、様式第一号の二、様式第一号の三、様式第一号の四、様式第一号の五、様式第一号の六、様式第一号の七、様式第一号の八、様式第一号の九又は様式第一号の十」を「又は様式第一号の二」に改める。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。